

千葉市介護に関する入門的研修実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「介護に関する入門的研修」(以下「本研修」という。)を実施することにより、これまで介護との関わりがなかった者等、介護未経験者が介護に関する基本的な知識及び技術を学ぶことを通じて、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わるうえでの不安を払拭することにより、多様な人材の参入を促進することを目的とする。

(対象者)

第2条 本研修の対象者は、原則として市内に居住し、介護分野への就労その他介護の実践に興味、関心のある者とする。

(実施主体)

第3条 本研修の実施主体は、千葉市(以下「市」という。)とする。

2 市は、本研修の目的を理解し、適切に実施可能な民間団体等に委託して実施することができるものとする。

(研修内容及び研修時間)

第4条 本研修を構成する基礎及び入門講座の研修時間及び内容は別表のとおりとする。

2 市は、より効果的な研修を行うために必要があると認める場合は、別表に記載のない内容についても実施することができるものとする。

(修了証明書の交付)

第5条 市長は、本研修を修了した研修受講者(以下「研修修了者」という。)に対し、「修了証明書(様式第1号)」を交付するものとする。なお、基礎講座又は入門講座のいずれか一方を修了した者(以下「講座修了者」という。)に対しても、当該区分を修了したことを証する修了証明書を交付することができる。

2 市長は、研修修了者及び講座修了者について、次の各号に掲げる事項を「入門的研修修了者名簿(様式第2号)」に記載し、管理する。

- (1) 修了講座
- (2) 修了番号
- (3) 修了年月日
- (4) 氏名
- (5) 生年月日
- (6) その他市長が必要と考える事項

(修了証明書の紛失、又はき損等)

第5条の2 第5条第1項により修了証明書の交付を受けた者が、修了証明書の紛失、又はき損その他の理由により修了証明をすることができなくなった場合は、市長に対し、修了証明書の交付を受けた事の証明の願い出(以下「証明願」という。)をすることができる。

- 2 前項の規定による証明願は、「修了証明書交付証明願（様式第3号）」により行うものとする。
- 3 市長は、前二項の規定により証明願があった場合は、研修を修了し修了証明書を交付した事実を確認した上で、「修了証明書交付証明書（様式第4号）」を交付する。
- 4 市長は、前項の規定により「修了証明書交付証明書（様式第4号）」を交付した場合は、「入門的研修修了者名簿（様式第2号）」の備考欄にその旨を記載する。
（他の研修課程の一部免除）

第6条 研修修了者については、「介護員養成研修の取扱細則について（介護職員初任者研修・生活援助従事者研修関係）」（平成30年3月30日老振発0330第1号厚生労働省老健局振興課長通知）Ⅰの6（6）及びⅡの6（4）に基づき、介護職員初任者研修及び生活援助従事者研修課程の一部を免除することができるものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、本研修事業の実施について必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

(別表)

研修科目		研修時間数	研修内容
基礎講座	介護に関する基礎知識	1. 5 時間	○介護に関する相談先（市町村の窓口、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所） ○介護保険制度の概要（サービスの種類、利用手続き、利用者負担など） ○介護休業制度などの仕事と介護の両立支援制度の概要（介護休業や介護休暇などの内容や利用手続きなど）
	介護の基本	1. 5 時間	○介護における安全・安楽な体の動かし方（ボディメカニクスの活用） ○介護予防・認知症予防に使える体操（介護予防の理解、手軽に取り組める指先や手などを使った体操の紹介）
入門講座	基本的な介護の方法	1 0 時間	○介護職の役割や介護の専門性 ○生活支援技術の基本（移動・移乗、食事、入浴・清潔保持、排泄、着脱、整容、口腔清潔、家事援助等に係る介護や支援の基本的な方法） ○老化の理解（老化に伴う心身機能の変化と日常生活への影響など）
	認知症の理解	4 時間	○認知症を取り巻く状況（認知症高齢者の今後の動向や認知症に関する施策など） ○認知症の中核症状と BPSD、それに伴う日常生活への影響や認知症の進行による変化） ○認知症の種類とその原因疾患、症状、生活上の障害などの基本的な知識 ○認知症の人及びその家族に対する支援や関わり方
	障害の理解	2 時間	○障害の概念や障害者福祉の理念（ノーマライゼーションや ICF の考え方） ○障害特性（身体、知的、精神、発達、難病等）に応じた生活上の障害や、心理・行動の特徴などの基本的な知識 ○障害児者及びその家族に対する支援や関わり方
	介護における安全確保	2 時間	○介護の現場における典型的な事故や感染など、リスクに対する予防や安全対策、起こってしまった場合の対応等に係る知識 ○介護職自身の健康管理、腰痛予防、手洗い・うがい、感染症対策等にかかる知識
合計時間数		2 1 時間	

第 号

修了証明書

氏名

年 月 日生

上記の者は、介護に関する入門的研修（基礎講座及び入門講座）

を 年 月 日に修了したことを証明する。

年 月 日

千葉市長

（入門的研修実施事業者名）

様式第2号（第5条第2項、第5条の2第4項関係）

入門的研修修了者名簿

[illegible]

様式第3号（第5条の2第1項及び第2項関係）

年 月 日

（あて先）千葉市長

修了証明書交付証明願

氏 名

住 所

連 絡 先

私は、介護に関する入門的研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者であることを、下記のとおり証明願います。

記

氏名（研修修了時）	
住所（研修修了時）	
生年月日	年 月 日
修了区分 （いずれかに○）	基礎講座のみ ・ 入門講座のみ ・ 基礎講座及び入門講座
証明を必要とする 理由（いずれかに○）	紛失 ・ き損 ・ その他（ ）
本人確認書類（写）	別紙のとおり

※注意事項

（証明を必要とする理由）

- ・ 修了証明書のき損により証明を希望する場合は、き損した修了証明書を添付してください。

（本人確認書類（写））

- ・ 氏名、生年月日、住所が確認できる公的書類の写しを1部用意し、添付してください。
- ・ 被保険者証（写）を本人確認書類として添付する場合は、マスキング（黒塗り等）により保険者番号及び被保険者等記号・番号が見えなくなるようにしてください。
- ・ 研修修了時から氏名や住所に変更がある場合、その履歴がわかる書類を添付してください。

様式第4号（第5条の2第3項関係）

年 月 日

様

千 葉 市 長

修了証明書交付証明書

下記の者は、介護に関する入門的研修を修了し、修了証明書の交付を受けた者であることを証明します。

記

氏名（研修修了時）	
生年月日	年 月 日生
研修実施主体（研修 実施事業者名）	
修了区分	
研修修了日	年 月 日
修了証書番号	第 号